

新医協第 48 回総会特別決議

1995 年 11 月 25 日

「介護保険構想」に反対し国の責任と負担による介護保障制度の確立を求める

医療、福祉、年金など我が国の社会保障制度を一層充実させることは、国民の切実な願いである。とりわけ、核家族化や高齢化が一層すすむなかで、介護をめぐる問題は極めて深刻となっている。政府や厚生省は、切実な国民の要求を逆手にとって、新たな介護保険の「立法」や健康保険法などの改悪を企てている。

その内容は、21世紀の社会保障を、国民一人ひとりの保険料負担と消費税、患者負担で支える制度の切り替え、憲法が保障する社会保障制度を根底から崩壊させようとするものである。われわれ医療に携わる者としてもこのような暴挙を断じて許すことはできない。

政府は「介護保険構想」を白紙に戻し、国民の願いに応える国の責任と負担による介護保障制度を憲法 25 条にもとづく社会保障制度として確立することを養成する。右決議する。

「政府解決案」受け入れに際し、水俣病被害者を一人残らず救済することを求める

水俣病全国連は 10 月 30 日、環境庁の「水俣病問題の解決について」を、これには不十分な点があるものの、「生きているうちに救済を」と痛切に訴える被害者の早期救済を実現するため受け入れることを決定した。

行政による厳しい認定制度のもとで、不当に切り捨てられた被害者は様々な困難に打ち克ちながら、チッソのみならず、国・熊本県の責任を追及して、1980 年の熊本地裁第 3 次一陣訴訟以来、裁判闘争に立ち上がり、熊本、新潟、東京、京都、福岡と各地の裁判所を舞台に、広範な国民世論に支持されて闘いを大きく前進させてきた。

今回の解決案は、これまで水俣病でないとして行政によって切り捨てられた被害者がメチル水銀の影響が否定できない者として、一時金と併せて継続的な総合対策医療事業の対象者となるという行政の水俣病対策の大きな転換を図らせることになり評価できる。しかし、胎児性及び小児性水俣病患者の救済、総合対策医療事業実施前の死亡者で審査会資料のない者の救済、団体加算金を含めた被害補償の実現など克服しなければならない課題も数多く残されている。とりわけ重大な問題は、主治医により水俣病と診断されている被害者であっても審査会資料において一定の所見が備わっていない者については、「判定検討委員会」によって救済対象者から外されるおそれがある。

われわれは、全ての被害者が一人残らず救済されることを求め、ここに決議する。

薬害エイズ被害者による HIV 訴訟の早期全面解決実現を

輸入血液製剤でエイズウイルス（HIV）に感染させられた被害者が、国と製薬会社に対して謝罪と補償を求めて6年間たたかい続けてきた HIV 訴訟に対して、東京・大阪の両裁判所は10月6日和解案を勧告した。

その内容は原告・被害者の主張と要求をほぼ全面的にとりいれた画期的なものとなっている。世論と運動の大きな成果であり全面勝利への第一歩となるものである。

この和解勧告を土台に早期全面解決を勝ちとる新たなとりくみがはじまっている。

「国と加害企業は被害者に明確に謝罪せよ」

「被害者の完全救済と薬害根絶のための抜本対策をすみやかに責任をもって確立せよ」

との被害者の切実な要求が1日も早く実現するよう、更に大きく世論を結集しも HIV 訴訟の早期全面解決のため力をつくすことを決議する。

沖縄の米兵による少女暴行事件を糾弾し、米軍基地の縮小・撤去、日米安保条約の抜本的見直しを求める

9月4日に発生した沖縄の米兵による非道極まる少女暴行事件に対し、私たちは満腔の怒りをもって糾弾する。

またその後の経過における屈辱的対米従属の日本政府の対応に疑問と怒りを表明し抗議するものである。

「米軍基地をなくせ」「屈辱的日米地位協定を見直せ」「平和な沖縄を返せ」の叫びは画期的な10・21沖縄県民総決起大会において文字通り島ぐるみの要求として決議された。大田沖縄県知事はこの県民の声をしっかりと受け止め、米軍用地強制使用のための「代理署名」拒否の決断を明確にしている。

私たちはこの沖縄の心をみんなの心とし、戦後50年間、沖縄をはじめ、首都東京を含め日本全国に米軍基地が存在し続け、日本の主権・そして国民のいのちと人権が侵害され続けてきた異常な状態を1日も早く解消するために、いまこそ米軍基地撤去、地位協定・日米安保条約の見直しを求める声をあげ行動することを決議する。

フランス・中国の核実験強行に抗議し、核実験全面禁止と核兵器廃絶を求める

広島と長崎への原爆投下から50年、あの悲劇を二度と許さないという被爆者をはじめ世界諸国民の願いにもかかわらず、すでに地球上には、4万数千発の核弾頭があり、大きな脅威となっている。

核兵器廃絶を願う全世界的な世論の広がりの中、8月には中国が今年2度目の地下核実験を強行。フランスは、9月に南太平洋ムルロア環礁で、11月には再びムルロアで核実験をくり返している。

核兵器の使用は、人類の生存とすべての文明を破壊する行為である。核兵器によって他国民に脅威を与え、地球を放射能で汚染することは絶対に容認できない。

直ちに、すべての核実験計画を中止し、核兵器廃絶の世論に従うよう要求する。右決議する。

鍼灸治療の健康保険適用を

漢方や鍼灸に対する国民の関心が高まるなかで、平成5年、医療保険審議会が鍼灸治療などについて、医療上の役割や保険制度上の位置づけについて、検討が必要であることを初めて認めた。

この検討の結果を注目していたが、今年9月に検討を行った「医療保険審議会柔道整復等療養費部会」が発表した部会の意見なるものは、まったく国民の期待を裏切るものである。部会の意見は、鍼灸治療などを健康保険から排斥してきた国の見解を、無批判に追認しただけのものであり、これを容認することはできない。

鍼灸治療の健康保険適用の条件は、「医師による適当な治療手段がなく」このことを医師が同意書を提出して証明した場合である。「治療手段がない」という医学的には理解できない支給条件であり、医師の治療手段の無いことを医師に証明させるという、医師の診断や治療に不信を抱かせるがごとき不当なやり方である。

我々は国民が、鍼灸治療も選択できるように、鍼灸治療の保険適用について、当面、以下のような対策をとるよう、医療保険審議会と政府に強く要望する。

1. 医学的に治療効果が認められている疾病については、条件をつけることなく療養費の支給を認めるべきである。
 1. 鍼灸治療を希望する国民が利用しやすいように、同意書の添付については廃止を検討すべきである。
 1. 鍼灸の治療効果の医学的研究や臨床への応用の研究を、国が積極的にすすめるべきである。
- 1、審議会は公開し、審議の内容を広く国民が理解できるようにするべきである。

(「新医協新聞」95年12月11日)